

【新設】（共同事業に係る要件の判定）

2-49 法第64条の12第1項第4号《通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益》に規定する「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」に該当するかどうかの判定（以下2-50において「共同事業に係る要件の判定」という。）に当たっては、基本通達1-4-4《従業者の範囲》から1-4-7《特定役員の範囲》までの取扱いを準用する。

【解説】

- 1 グループ通算制度においては、通算承認（法64の9⑪⑫）の規定の適用を受ける法人税法第64条の9第2項《通算承認》に規定する他の内国法人（子法人）は、通算加入直前事業年度（当該他の内国法人について通算承認の効力が生ずる日の前日の属する当該他の内国法人の事業年度をいう。）終了の時に有する時価評価資産について時価評価損益（その時の帳簿価額とその時の価額との差額をいう。）の計上を行うこととされている（法64の12①、以下「本制度」という。）。この他の内国法人からは、次の法人（時価評価除外法人）を除くこととされている。
 - (1) 通算法人がその通算法人に係る通算親法人による完全支配関係（同条第1項に規定する政令で定める関係に限る。以下同じ。）がある法人を設立した場合におけるその法人（法64の12①一）
 - (2) 通算法人を株式交換等完全親法人とする適格株式交換等に係る株式交換等完全子法人（法64の12①二）
 - (3) 通算親法人が法人との間にその通算親法人による完全支配関係を有することとなった場合（その有することとなった時の直前においてその通算親法人とその法人との間にその通算親法人による支配関係がある場合に限る。）で、かつ、従業者継続要件及び主要事業継続要件の全てに該当する場合におけるその法人（通算親法人との間にその通算親法人による完全支配関係が継続することが見込まれている場合に該当するものに限る。）（法64の12①三）
 - (4) 通算親法人が法人との間にその通算親法人による完全支配関係を有することとなった場合（その有することとなった時の直前においてその通算親法人とその法人との間にその通算親法人による支配関係がある場合を除く。）で、かつ、その通算親法人又は他の通算法人とその法人とが共同で事業を行う場合（「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」）に該当する場合におけるその法人（通算親法人との間にその通算親法人による完全支配関係が継続することが見込まれている場合に該当するものに限る。）（法64の12①四）
- 2 上記1(4)の「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」に該当するかどうかの判定に当たっての要件については、法人税法施行令第131条の16第4項《通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益》に規定されているところであるが、この要件は、同令第4条の3第4項《適格組織再編成における株式の保有関係等》に規定する適格合併の要件（共同事業を行うための合併の要件）と類似する規定振りとなっている。

このため、適格合併の要件に関する取扱いを定めた法人税基本通達1-4-4《従業者の範囲》から1-4-7《特定役員の範囲》までの取扱いについては、本制度においても同様となるのであり、これらの取扱いを準用することとしている。本通達において、このことを明らかにしている。